第七号様式㈤中「七」を「八」に、「第十九条の四十六第三項」を「第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項」に改める。

第七号の二様式表中「第5項、第7項及び第8項」を「第6項、第7項、第9項及び第10項」に改め、同様式裏中「第四十八条」を「第四十八条　6　国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、職員に、有害水バラスト処理設備製造者等の工場、事務所その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。」に、「5」を「7」に、「7」を「9」に、「船舶発生廃棄物記録簿」を「船舶発生廃棄物記録簿、有害水バラスト汚染防止措置手引書、水バラスト記録簿」に、「8」を「10」に、「9」を「11」に、「第五項」を「第六項」に、「10」を「12」に、「第八項」を「第十項」に、「十七」を「十九」に、「若しくは第七項」を「、第八項若しくは第九項」に改める。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部改正）

第二条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章　ふん尿等排出防止設備（第三十六条―第四十条）」を「第九章　ふん尿等排出防止設備（第三十六条―第四十条）　第九章の二　有害水バラスト処理設備（第四十条の二）」に改める。

第三十五条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3　法第十七条の三第四項において準用する法第七条の二第二項の国土交通省令で定める有害水バラスト汚染防止措置手引書の作成に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一　当該船舶の船舶職員が使用する言語により作成されていること。

二　次に掲げる事項が定められていること。

イ　船舶及び当該船舶の船舶内にある船員その他の者の安全の確保に関する事項

ロ　有害水バラスト汚染防止管理者の氏名又は職名

ハ　有害水バラストの取扱いに関する作業を行う者が、有害水バラストの不適正な排出を防止するためにとるべき措置に関する事項

ニ　日本国又は船舶バラスト水規制管理条約締約国の政府と有害水バラストの不適正な排出の防止について調整するための手続に関する事項

4　前項の規定は、法第十七条の六において準用する法第十七条の三第四項において準用する法第七条の二第二項の国土交通省令で定める有害水バラスト汚染防止措置手引書の作成に関する技術上の基準について準用する。この場合において、第一号及び第二号イ中「船舶の」とあるのは「湖沼等において航行の用に供する船舶類の」と、同号イ中「船舶及び」とあるのは「湖沼等において航行の用に供する船舶類及び」と、「船舶内」とあるのは「船舶類内」と、同号ハ及びニ中「有害水バラストの不適正な排出」とあるのは「不適正な有害水バラスト湖沼等排出」と読み替えるものとする。

第四十条の次に次の一章を加える。

第九章の二　有害水バラスト処理設備

（有害水バラスト処理設備）

第四十条の二　法第十七条の二第二項第一号の国土交通省令で定める有害水バラスト処理設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一　船舶内の有害水バラストの処理のための十分な能力を有するものであること。

二　水平面から任意の方向に二十二・五度傾斜している状態においてもその性能に支障を生じないものであること。

三　船舶の航行中における動揺、振動等によりその性能に支障を生じないものであること。

四　作動を自動的に制御するものであること。

五　作動状態を記録することができ、かつ、当該記録に係る日時が明らかになる記録装置を備えていること。

六　故障その他の異常が生じた場合において、可視可聴の警報を発するものであること。

2　法第十七条の二第五項の国土交通省令で定める有害水バラスト処理設備の設置に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一　点検及び整備が容易にできる場所に設置されていること。

二　当該船舶の船舶内にある船員その他の者の安全の確保に係る措置が講じられていること。

3　船舶所有者は、有害水バラスト処理設備を設置する場合にあつては、水バラストの取入口と当該有害水バラスト処理設備との間のバラスト管及び当該有害水バラスト処理設備と水バラストの排出口との間のバラスト管のうちできる限り当該水バラストの排出口の近くの場所その他地方運輸局長が指示する場所に、当該有害水バラスト処理設備が適切に作動するものであることを確認するために必要な水バラストを採取するための水バラスト採取口を設置しなければならない。

4　第一項の規定は法第十七条の六において準用する法第十七条の二第二項第一号の国土交通省令で定める有害水バラスト処理設備の技術上の基準について、第二項の規定は法第十七条の六において準用する法第十七条の二第五項の国土交通省令で定める有害水バラスト処理設備の設置に関する技術上の基準について準用する。この場合において、第一項第一号及び第三号中「船舶」とあるのは「湖沼等において航行の用に供する船舶類の船舶類内」と、第二項第二号中「船舶の船舶内」とあるのは「湖沼等において航行の用に供する船舶類の船舶類内」と読み替えるものとする。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正）

第三条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章の二　放出量確認及び原動機取扱手引書の承認（第一条の二―第一条の十二）」を「第一章の二　有害水バラスト処理設備の型式指定等（第一条の二―第一条の二の十八）　第一章の三　放出量確認及び原動機取扱手引書の承認（第一条の二の十九―第一条の十二）」に、「第一章の三」を「第一章の四」に、「第一章の四」を「第一章の五」に、「第一章の五」を「第一章の六」に、「第一章の六」を「第一章の七」に改める。

第一章の六を第一章の七とし、第一章の五を第一章の六とし、第一章の四を第一章の五とする。

第一条の十二中「第一号の三様式」を「第一号の三の六様式」に改める。

第一章の三を第一章の四とする。

第一条の二を第一条の二の十九とする。

第一条の五第二項中「第一号様式」を「第一号の三様式」に改める。

第一条の五の二第二項中「第一号の二様式」を「第一号の三の二様式」に改める。

第一条の五の四第二項中「第一号の二の二様式」を「第一号の三の三様式」に改める。

第一条の八第一項中「第一号の二の三様式」を「第一号の三の四様式」に改める。

第一条の九中「第一号の二の四様式」を「第一号の三の五様式」に改める。

第一章の二を第一章の三とする。

第一条の次に次の一章を加える。

第一章の二　有害水バラスト処理設備の型式指定等

（設備確認の申請）

第一条の二　法第十七条の二第二項第一号の確認（同条第三項に規定する同条第二項第一号の確認に相当する確認を含む。以下「設備確認」という。）の申請は、設備確認申請書を国土交通大臣に提出して行わなければならない。

2　前項の設備確認申請書は、第一号様式によるものとする。